

参 考 資 料

1	機構	281
2	事務分掌	282
3	職員配置	288
4	議会議決事項	290
5	行政官庁認可事項	290
6	主要都市の水道	291
7	水道事業の推移	292
8	年度誌	294
9	主な刊行物	295
10	水質基準等と検査結果の数値の取扱い	296
11	旧工業用水道料金	298

図－1 水道水源と水系別給水区域概要図

図－2 給水区域と配水系統図

図－3 主要送配水幹線図

図－4 水道施設整備事業概要図

図－5 水道水源林位置図

図－6 工業用水道配水系統図

(2) 本局及び事業機関の所在地と所管区域

事業所名		所在地	所管区域
本局	総務部	新宿区西新宿二丁目8番1号	
	職員部		
	経理部		
	サービス推進部		
	浄水部		
	給水部		
	建設部		
多摩水道改革推進本部	立川市緑町6番地の7	立川市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町及び奥多摩町 青梅市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の出町及び奥多摩町 八王子市、三鷹市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市 八王子市及び日野市	
調整部	立川市緑町6番地の7		
施設部	あきる野市秋川三丁目2番地10		
立川給水管理事務所	多摩市山王下一丁目17番地		
あきる野給水事務所	八王子市元本郷町四丁目19番1号		
多摩給水管理事務所			
八王子給水事務所			
研修・開発センター	世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号		
水運用センター			
水質センター			
水源管理事務所	青梅市裏宿町600番地		
羽村取水管理事務所	羽村市羽東三丁目8番32号		
小河内貯水池管理事務所	西多摩郡奥多摩町原5番地		
中央支所	千代田区内神田二丁目1番12号	千代田区、中央区、港区（ただし、台場を除く。）、文京区、台東区及び豊島区	
千代田営業所	千代田区内神田二丁目1番12号	千代田区、中央区、文京区、台東区及び豊島区	
港営業所	港区三田一丁目3番27号	港区（ただし、台場を除く。）	
東部第一支所	江東区新砂一丁目7番2号	港区（ただし、台場に限る。）、江東区、品川区（ただし、東八潮に限る。）、大田区（ただし、令和島に限る。）、江戸川区及び墨田区	
江東営業所	江東区新砂一丁目7番2号	港区（ただし、台場に限る。）、江東区、品川区（ただし、東八潮に限る。）、大田区（ただし、令和島に限る。）、江戸川区及び墨田区	

参考資料

事業所名	所在地	所管区域
東部第二支所	荒川区南千住六丁目40番1号	荒川区、足立区及び葛飾区
西部支所	杉並区和泉三丁目8番10号	新宿区、中野区及び杉並区
杉並営業所	杉並区和泉三丁目8番10号	杉並区及び中野区
新宿営業所	新宿区内藤町87番地	新宿区
南部支所	大田区平和島一丁目1番2号	品川区（ただし、東八潮を除く。）、目黒区、大田区（ただし、令和島を除く。）、世田谷区及び渋谷区
大田営業所	大田区平和島一丁目1番2号	品川区（ただし、東八潮を除く。）、大田区（ただし、令和島を除く。）、世田谷区及び渋谷区
目黒営業所	目黒区中町二丁目43番18号	目黒区
北部支所	練馬区中村北一丁目9番4号	北区、板橋区及び練馬区
練馬営業所	練馬区中村北一丁目9番4号	板橋区及び練馬区
北営業所	北区赤羽台三丁目3番21号	北区
東村山浄水管理事務所	東村山市美住町二丁目20番地236	
境浄水場	武蔵野市関前一丁目8番37号	
小作浄水場	羽村市小作台四丁目2番地の1	
金町浄水管理事務所	葛飾区金町浄水場1番1号	
三郷浄水場	埼玉県三郷市彦江三丁目12番地2	
朝霞浄水管理事務所	埼玉県朝霞市宮戸一丁目3番1号	
三園浄水場	板橋区三園二丁目10番1号	
東部建設事務所	台東区三筋二丁目15番16号	主として、区部の東部方面
西部建設事務所	杉並区和泉三丁目8番10号	主として、区部の西部、南部及び北部方面

2 事務分掌

部 課 名		分 掌 事 務
総 務 部	総 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の機構に関すること。 2 文書の審査及び受発に関すること。 3 情報公開に係る制度に関すること。 4 個人情報の保護等に係る制度に関すること。 5 公印に関すること。 6 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員の指定に関する規則(昭和27年東京都規則第152号)に規定する職員(以下「管理職員」という。)の人事及び服務に関すること。 7 局事務事業に係る災害対策に関すること(施設計画課及び給水部水道緊急隊に属するものを除く。) 8 局の事務事業に係る危機管理に関すること。 9 報道発表等に関すること。 10 他の部及び課に属しない事項に関すること。
	主 計 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営計画及び財政報告に関すること。 2 企業債に関すること。 3 予算の原案に関すること。 4 予算統制に関すること。 5 主要事務事業の進行管理に関すること。 6 決算及び会計資料に関すること。 7 出資法人等に関すること。 8 工業用水道事業の清算に係る総合調整に関すること。
	企画調整課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の事務事業の調査及び改善に関すること。 2 局の国際展開に係る企画、調査及び調整に関すること。 3 出資法人等の海外事業に関すること。 4 局のデジタル関連施策推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 5 情報システムに係る事務処理に関すること。 6 ICTの導入・活用の推進に関すること。
	施設計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道需給の基本計画に関すること。 2 水道の水源に関すること。 3 水道施設整備に係る長期計画に関すること。 4 水道事業の規格化に係る調査及び調整に関すること。 5 震災対策計画に関すること。 6 技術系業務移転に係る総合調整に関すること。
	調整担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の機構に関すること。 2 文書の審査及び受発に関すること。 3 情報公開及び個人情報の保護等に係る制度に関すること。 4 公印に関すること。 5 局事務事業に係る災害対策の調整に関すること(施設計画課及び給水部水道緊急隊に属するものを除く。) 6 局の事務事業に係る危機管理の調整に関すること。 7 報道発表等に関すること。 8 争訟事務に関すること。 9 総務部長が必要の都度指示する事務
	水道危機管理専門課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 局事務事業に係る災害対策に関すること(施設計画課及び給水部水道緊急隊に属するものを除く。) 2 局の事務事業に係る危機管理に関すること。
	経営改革推進担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の経営改革の推進に関すること。
	事業調整担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道事業の清算に係る総合調整に関すること。
	国際施策推進担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の国際展開に係る企画、調査及び調整に関すること。 2 出資法人等の海外事業に関すること。
	情報化推進担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 デジタル関連施策推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 2 情報システムに係る事務処理に関すること。
技術連携担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 技術系業務移転に係る総合調整に関すること。 	
経営改革推進担当部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の経営計画及び財政運営に関すること。 2 局事業の進行管理及び出資法人等に関すること。 3 局の経営改革の推進に関すること。 	
企画調整担当部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 局事業の企画に係る調査及び総合調整に関すること。 	

部 課 名		分 掌 事 務
職 員 部	人 事 課	1 職員(管理職員を除く。)の人事及び服務に関する事。 2 職員の研修の基本方針に関する事。 3 コンプライアンス推進策に関する事。 4 東京水道グループコンプライアンス有識者委員会に関する事。 5 部内他の課に属しない事項に関する事。
	労 務 課	1 職員の勤務条件に関する事。 2 職員の労働組合に関する事。 3 職員の教養及び文化に関する事。 4 職員の福利及び厚生に関する事。
	監察指導課	1 職員の服務の監察指導及び職員の信用失墜行為の調査に関する事。 2 金銭及び物品の出納保管、財産の管理、工事の施行その他の業務の監察指導に関する事。 3 職員の賠償責任の調査に関する事。 4 監査及び出納検査の連絡に関する事。
	コンプライアンス 担当課長	1 コンプライアンス推進策の企画、実施及び改善に関する事。 2 東京水道グループコンプライアンス有識者委員会の運営に関する事。 3 コンプライアンス上の調査及び相談対応に関する事。
経 理 部	管 理 課	1 固定資産の管理に係る総合調整に関する事。 2 固定資産の取得及び処分に関する事。 3 固定資産の利活用に関する事。 4 固定資産の帳簿に関する事。 5 知的財産権に関する事。 6 部内他の課に属しない事項に関する事。
	出 納 課	1 収支伝票の審査及び執行に関する事。 2 現金、有価証券及び担保物の出納保管に関する事。 3 資金の運用に関する事。 4 貯蔵品に関する事。 5 決算品に関する事。 6 物品及び材料の検査に関する事。 7 工事、修繕等の検査に関する事。
	契 約 課	1 物品及び材料の購買契約に関する事。 2 工事及び修繕その他の請負契約に関する事。 3 車両、船舶等の供給契約に関する事。 4 物件の賃借及び処分の契約に関する事。 5 市場調査に関する事。
	営 繕 課	1 営繕に関する事。
	用地担当課長	1 固定資産の取得、管理、処分及び活用に関する事。
	サ ー ビ ス 推 進 部	管 理 課
サ ー ビ ス 推 進 課		1 局の広報及び広聴の企画、調査、調整及び推進に関する事(報道発表等に関する ことを除く。) 2 お客さまサービスに関する事。 3 情報公開に係る連絡調整及び実施に関する事。 4 個人情報の保護等に係る連絡調整及び実施に関する事。
業 務 課		1 営業業務の指導に関する事。 2 水道料金、工業用水道料金、下水道料金及び手数料に関する事。 3 未収金の整理に関する事。 4 総合受付業務(特別区に存する区域に係る者に限る。)に関する事。
徴収業務改善 推進専門課長		1 料金徴収業務に係る企画、調査及び調整に関する事。
浄 水 部	管 理 課	1 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の管理の事務に関する事。 2 部内他の課に属しない事項に関する事。
	浄 水 課	1 取水、貯水、導水、浄水及び送水(設備に関することを除く。)に関する事。 2 水質及びその汚濁防止に関する事。
	設 備 課	1 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の設備に関する事。 2 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の管理事務に関する事(浄水部管理課 に属するものを除く。)。

部 課 名		分 掌 事 務	
浄 水 部	事業推進担当課長	1 外濠浄化プロジェクトに関すること。	
	水 質 担 当 課 長	1 原水の汚濁防止対策の連絡に関すること。 2 多摩水道改革推進本部、水質センター、水源管理事務所及び各浄水管理事務所との水質に関する連絡調整に関すること。	
	浄水施設維持管理専門課長	1 浄水場の維持管理及び耐震化に関すること。 2 浄水場更新事業に関すること。	
	設 備 技 術 担 当 課 長	1 設備に関する改善計画の実施に関すること。 2 設備技術に関する研究開発に関すること。	
	施 策 推 進 担 当 課 長	1 HTT整備事業に関すること。 2 自家発電設備整備に関すること。 3 玉川浄水場の暫定管理に関すること。	
設 備 担 当 部 長		1 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の設備に関すること。	
給 水 部	管 理 課	1 配水施設の管理の事務に関すること。 2 部内他の課に属しない事項に関すること。	
	配 水 課	1 水道の配水及び旧工業用水道の配水施設に関すること。	
	給 水 課	1 水道及び旧工業用水道の給水装置の新設、改造及び撤去に関すること。 2 給水装置用器材に関すること。 3 貯水槽水道に関すること。 4 指定給水装置工事事業者に関すること。 5 水道及び旧工業用水道の量水器の管理及び調査に関すること。 6 水道及び旧工業用水道の漏水防止に関すること。	
		水道緊急隊	1 首都中枢機関への供給ルートの確保に関すること。 2 給配水管路の危機管理に関すること。 3 突発事故発生時の初期の広報、応急給水、事故現場の保安措置、断水作業支援等に関すること。 4 地震等災害発生時初期の情報連絡に関すること。 5 漏水の修理、事故時等の応急措置に関すること。 6 漏水防止関係機器の技術指導及び改善に関すること。 7 配水管工事に必要な機械の運転及び整備に関すること。 8 工器具及び備品類の点検並びに補修に関すること。 9 その他特命に関すること。
			配 水 施 設 工 事 連 絡 調 整 担 当 課 長
	業 務 改 革 推 進 担 当 課 長		1 スマートメータに関すること。 2 デジタル化の推進に関すること。
建 設 部	管 理 課	1 大規模な水道施設工事の管理の事務に関すること。 2 部内他の課に属しない事項に関すること。	
	工 務 課	1 水道施設整備に係る中期計画に関すること。 2 施設整備事業及び旧工業用水道施設撤去事業の実施計画に関すること。 3 工事の進行管理及び審査に関すること。 4 建設事務所との工事の連絡調整に関すること。	
		施 設 設 計 課	1 大規模な導水施設、浄水施設等の設計に関すること。 2 大規模な機械及び電気設備の設計に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、特命工事の設計に関すること。
	管 路 設 計 課	1 大規模な送水施設、配水施設及び旧工業用水道施設撤去等の設計に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、特命工事の設計に関すること。	
	技 術 管 理 課	1 局事業に係る技術の管理に関すること。 2 水道技術の開発に係る連絡調整に関すること。	
	建 設 改 良 工 事 連 絡 調 整 担 当 課 長	1 水道施設の建設改良に関する関係機関、利害関係者との連絡調整及び協議に関すること。 2 水道施設の建設改良工事の自主監察に関すること。	

事業機関	分 掌 事 務
多摩水道改革推進本部	多摩地区水道の経営改革及び管理運営に関する事務、分水業務に関する事務、多摩地区市町村における水道事業の一元的経営に必要な事項に関する事務並びに多摩地区市町村からの下水道料金の徴収に関する事務の受託及び受託した事務の処理に関する事務
給水管理事務所	配水施設の維持管理及び漏水防止並びに取水、浄水、送水及びこれらに必要な設備の管理運営に関する事務
給水事務所	配水施設の維持管理及び漏水防止並びに取水、浄水、送水及びこれらに必要な設備の管理運営に関する事務
研修・開発センター	職員の研修及び水道技術の開発に関する事務
水運用センター	総合的水運用に関する事務
水質センター	水質の管理に関する事務
水源管理事務所	水源林の管理運営及び貯水池の管理に関する事務
支 所	水道の配水調整及び旧工業用水道を含む配水施設の維持管理に関する事務並びに漏水防止に関する事務
営 業 所	水道の営業、下水道の受託業務及び工業用水道料金の収納に関する事務
浄水管理事務所	取水、浄水及び送水並びにこれに必要な設備の管理運営に関する事務
浄 水 場	浄水所その他の水道設備の管理運営に関する事務
取水管理事務所	ダム、貯水池、貯水池林その他これに附属する設備の管理運営に関する事務
貯水池管理事務所	えんてい 堰堤、貯水池、貯水池林その他これに附属する設備の管理運営に関する事務
建設事務所	大規模な水道施設工事及び旧工業用水道施設撤去工事の施行に関する事務

3 職員配置

(令和7年3月31日現在)

所 属	管理職		事務	技術							技能		業務	合計	女子
	事務	技術		土木	建築	機械	電気	ICT	林業	環境	運転	技 I			
総務部	14	8	93	23		3	4	3		1				149	40
職員部	5		44	2			1							52	22
経理部	5	1	74	10	12	9	7							118	42
サービス推進部	5		100											105	28
浄水部	1	9	27	25		23	19		2	8				114	22
給水部	1	6	79	105		12	5					30		238	30
建設部		7	20	78		8	11							124	21
多摩水道改革推進本部調整部	5	5	61	27		4	3			21				126	33
多摩水道改革推進本部施設部		4	5	59		9	7							84	12
立川給水管理事務所	2	2	13	34		14	14					3		82	11
あきる野給水事務所		1	6	18		4	11					3		43	4
多摩給水管理事務所	1	3	13	33		13	14					3		80	10
八王子給水事務所		1	6	19		7	9					3		45	6
研修・開発センター	2	1	13	12		4	9			5				46	14
水運用センター		3	12	30		36	41							122	14
水質センター		4	7							51				62	21
水源管理事務所	1	3	19	7			1		45	3				79	22
羽村取水管理事務所		1	4	6		3	2					5		21	2
小河内貯水池管理事務所		1	4	6		4	3					4		22	
中央支所	2	2	25	60								28		117	21
千代田営業所			16											16	5
港営業所	1		22											23	10
東部第一支所	2	2	24	51								21		100	16
江東営業所			26											26	9

(令和7年3月31日現在)

所 属	管理職		事務	技術							技能		業務	合計	女子	
	事務	技術		土木	建築	機械	電気	ICT	林業	環境	運転	技 I				技 II
東部第二支所	2	2	23	50								22			99	16
西部支所	2	2	24	47								24			99	22
杉並営業所			34												34	10
新宿営業所	1		37												38	11
南部支所	2	4	46	90								46			188	36
大田営業所	1		37												38	13
目黒営業所	1		22												23	7
北部支所	2	2	25	54								25			108	15
練馬営業所			42												42	13
北営業所	1		22												23	10
東村山浄水管理事務所	1	2	18	8		48	37			6		4			124	11
境浄水場		1	6	5		3	7			4					26	4
小作浄水場		1	4	3		5	6								19	3
金町浄水管理事務所	1	2	16	8		43	34			5		6			115	17
三郷浄水場		1	4	7		29	39			7		4			91	11
朝霞浄水管理事務所	1	2	11	9		38	31			5		4			101	9
三園浄水場		1	4	5		8	11			5		1			35	8
東部建設事務所	1	3	17	48		3	4								76	22
西部建設事務所	1	3	14	46		4	2								70	16
計	64	90	1119	985	12	334	332	3	47	121	0	236	0	0	3343	669

※定数外 169 名を除く。

4 議会議決事項

(1) 水道事業

ア 予算関係

議決年月日	種別	議案番号	件名
7. 3.28	第1回定例会	第27回	令和7年度東京都水道事業会計予算

イ 条例関係

議決年月日	種別	議案番号	件名
6.12.18	第4回定例会	第278回	東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例
7. 3.28	第1回定例会	第113回	東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

ウ 決算認定

議決年月日	種別	件名
6.12.18	第4回定例会	令和5年度東京都水道事業会計決算

エ その他

議決年月日	種別	議案番号	件名
6. 6.12	第2回定例会	諮問第3号	地方自治法第229条の規定に基づく審査請求に関する諮問について
7. 3. 6	第1回定例会	諮問第2号	地方自治法第229条の規定に基づく審査請求に関する諮問について

(2) 工業用水道事業の清算

ア 予算関係

議決年月日	種別	議案番号	件名
7. 3.28	第1回定例会	第19回	令和7年度東京都工業用水道事業清算会計予算

5 行政認可事項

令和5年9月25日、柴崎給水所への除鉄設備・除マンガン設備（ろ過塔）の整備及び日原浄水所への粒状活性炭処理設備導入に伴う浄水処理方式の変更について、厚生労働大臣に届出を行い、同日に受理された。

6 主要都市の水道

(1) 給水人口等の比較

	東京	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	新潟	静岡	浜松
給水人口(人)	13,876,055	1,958,037	1,060,363	1,350,982	1,553,892	3,755,445	755,449	656,789	758,199
導送配水管延長(km)	28,384	6,170	3,809	3,690	2,557	9,487	4,402	2,716	5,517
給水戸数(戸)	8,188,343	1,005,103	548,946	656,686	790,397	1,968,852	338,622	314,635	361,076
職員数(人)	3,548	656	441	404	592	1,537	381	209	194
給水施設能力(m ³ /日)	6,844,500	699,600	407,470	534,400	758,200	1,820,000	376,000	314,160	377,317
一日最大配水量(m ³)	4,462,600	558,870	343,732	392,310	522,600	1,174,100	282,204	250,310	255,521
一日平均配水量(m ³)	4,186,700	524,500	327,400	369,900	493,700	1,103,200	262,500	232,900	239,100
料金〔税込〕 (家庭用13mm 10 m ³) (円)	1,067	1,452	1,518	1,364	792	1,064	1,804	1,430	1,100
供給単価〔税抜〕(円/m ³)	194.97	212.22	209.02	209.78	143.96	187.43	154.48	144.95	125.49
給水原価〔税抜〕(円/m ³)	224.51	180.28	194.77	196.63	172.75	191.37	155.73	134.56	138.04

	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
給水人口(人)	2,463,362	1,428,439	2,800,023	811,700	1,483,847	692,403	1,211,310	944,242	1,602,452	707,456
導送配水管延長(km)	8,625	4,283	5,219	2,441	5,247	4,397	4,880	4,670	4,242	3,631
給水戸数(戸)	1,398,723	807,768	1,741,618	409,438	825,579	341,758	602,954	511,177	972,118	366,983
職員数(人)	1,286	666	1,259	226	542	365	635	322	579	294
給水施設能力(m ³ /日)	1,424,000	738,778	2,370,700	427,800	809,207	322,000	601,201	769,000	780,987	377,695
一日最大配水量(m ³)	801,498	507,397	1,164,200	264,830	533,050	247,590	372,544	318,802	466,151	234,426
一日平均配水量(m ³)	742,800	479,400	1,097,000	249,200	499,800	233,300	351,300	286,700	428,400	221,800
料金〔税込〕 (家庭用13mm 10 m ³) (円)	731	1,067	1,045	1,122	1,111	1,254	891	858	1,122	1,155
供給単価〔税抜〕(円/m ³)	157.41	166.63	158.85	160.66	180.12	182.94	146.34	144.87	217.97	164.72
給水原価〔税抜〕(円/m ³)	182.06	161.36	141.23	167.10	179.55	165.31	152.73	169.85	190.93	145.40

(注) 令和6年度地方公営企業決算の状況調(総務省)による。

供給単価及び給水原価は、総務省が発表している水道事業経営指標に基づき算出したものである。

供給単価=給水収益÷年間総有収水量

給水原価={経常費用-(長期前受金戻入+受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)}÷年間総有収水量

7 水道事業の推移

項目	年度	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	給水区域内人口〈10/1〉(人)		12,622,302	12,733,846	12,820,833	12,852,790	12,887,734	12,962,013
給水人口〈10/1〉(人)		12,621,900	12,733,449	12,820,416	12,852,602	12,887,553	12,961,889	13,058,338
普及率〈10/1〉(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
給水件数〈10/1〉(件)		6,831,308	6,891,095	6,939,984	6,994,347	7,062,148	7,146,953	7,241,175
配水管延長(km)		25,823	25,969	26,219	26,348	26,490	26,613	26,774
施設能力(m ³ /日)		6,859,500	6,859,500	6,859,500	6,859,500	6,859,500	6,859,500	6,859,500
年間総配水量(千m ³)		1,581,925	1,567,900	1,569,336	1,537,444	1,523,195	1,523,491	1,520,840
一日最大配水量(m ³)		4,824,000	4,847,000	4,803,400	4,699,600	4,589,700	4,632,200	4,559,600
一日平均配水量(m ³)		4,334,000	4,295,600	4,299,600	4,200,700	4,173,100	4,173,900	4,166,700
一人一日最大配水量(リットル)		381	380	374	365	355	356	348
一人一日平均配水量(リットル)		342	337	335	326	323	321	318
年間総有収水量(千m ³)		1,510,696	1,499,366	1,510,125	1,472,640	1,473,824	1,472,779	1,457,797
有収率(%)		95.5	95.6	96.3	95.8	96.7	96.7	95.9
漏水率(%)		3.1	3.0	2.7	2.8	2.0	2.2	3.1
給水収益〈税抜〉(千円)		299,022,633	294,727,757	296,701,538	287,284,004	288,223,539	288,273,785	284,509,945
総収益〈税抜〉(千円)		337,883,679	337,277,861	334,429,697	327,029,123	326,846,164	327,321,896	327,966,035
総費用〈税抜〉(千円)		273,788,625	272,644,040	279,595,657	296,730,076	297,409,974	295,120,434	292,878,805
損益〈税抜〉(千円)		64,095,054	64,633,821	54,834,040	30,299,047	29,436,190	32,201,462	35,087,230
供給単価〈税込〉(円)		208.51	206.85	206.80	205.30	205.83	206.02	210.48
給水原価〈税込〉(円)		204.79	202.72	198.83	205.89	203.34	203.51	207.80

(注1) 水量及び収益等は未統合市への分水を含む。ただし、一人一日最大配水量及び一人一日平均配水量については、分水を含まない

(注2) 給水原価は、民間債の満期一括償還制度導入に伴う元金償還金平準化のための必要額を含めて原価計算している。

また、資金収支額との整合性を図るため、平成14年度から過去にさかのぼって補てん財源控除後の原価表示に変更した。

(注3) 給水区域内人口、給水人口、普及率及び給水件数は、年度における10月1日現在の数値である。

(注4) 令和3年度以降の給水区域内人口、給水人口、一人一日最大配水量及び一人一日平均配水量は、国勢調査の結果により補正されることがある。

27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
13,174,386	13,309,957	13,430,557	13,545,199	13,659,538	13,702,629	13,666,240	13,695,631	13,755,388	13,847,531
13,174,321	13,309,895	13,430,499	13,545,141	13,659,482	13,702,572	13,666,183	13,695,575	13,755,332	13,847,475
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7,340,182	7,443,762	7,551,025	7,656,496	7,767,460	7,803,092	7,831,979	7,909,895	8,020,572	8,134,056
26,915	27,038	27,125	27,195	27,265	27,341	27,403	27,466	27,520	27,585
6,859,500	6,859,500	6,859,500	6,859,500	6,859,500	6,844,500	6,844,500	6,844,500	6,844,500	6,844,500
1,530,300	1,530,174	1,541,705	1,540,896	1,542,737	1,540,872	1,521,391	1,516,654	1,526,632	1,528,133
4,604,000	4,511,000	4,570,300	4,602,000	4,500,500	4,531,800	4,430,800	4,503,500	4,476,500	4,462,600
4,181,100	4,192,300	4,223,800	4,221,600	4,215,100	4,221,600	4,168,200	4,155,200	4,171,100	4,186,700
348	338	339	339	329	330	323	328	324	321
317	314	314	311	308	307	304	302	302	301
1,466,402	1,469,240	1,477,126	1,481,197	1,478,462	1,474,615	1,460,376	1,451,388	1,458,028	1,466,118
95.8	96.0	95.8	96.1	95.8	95.7	96.0	95.7	95.5	96.0
3.2	3.1	3.5	3.2	3.6	3.7	3.5	3.7	3.9	3.5
286,613,178	287,211,488	288,731,169	290,636,212	289,330,216	273,108,296	273,274,609	276,662,234	282,728,075	285,847,766
332,615,936	336,595,370	337,829,665	338,459,225	338,500,728	321,992,596	322,490,707	331,334,895	339,295,402	338,055,592
297,904,202	303,058,539	308,082,886	305,206,289	308,623,883	302,159,394	297,337,001	311,282,170	337,107,346	336,825,310
34,711,734	33,536,831	29,746,779	33,252,936	29,876,845	19,833,202	25,153,706	20,052,725	2,188,056	1,230,282
211.61	211.61	203.38	212.39	213.18	204.34	206.33	210.34	214.01	215.17
209.19	208.95	211.59	204.50	204.36	201.57	206.94	223.70	222.59	217.87

8 年度誌

年月日	主要事項
令和 060401	<p>組織改正</p> <p>1 総務部</p> <p>(1) 総務課課長代理（全国会議準備担当）を廃止する。</p> <p>(2) 企画調整課課長代理（次世代エネルギー活用担当）を設置する。</p> <p>2 経理部</p> <p>管理課課長代理（企画調整担当）を廃止する。</p> <p>3 サービス推進部</p> <p>(1) 管理課課長代理（徴収事務 DX 担当）を設置する。</p> <p>(2) 業務課課長代理（調整担当）を1増設する</p> <p>(3) 業務課課長代理（指導調整担当）を4増設する。</p> <p>4 浄水部</p> <p>(1) 工業用水道事業調整担当課長を廃止する。</p> <p>(2) 管理課課長代理（事業調整総括担当）を廃止する。</p> <p>(3) 管理課課長代理（事業調整担当）を2廃止する。</p> <p>5 給水部</p> <p>(1) 配水課課長代理（システム改善担当）を設置する。</p> <p>(2) 給水課課長代理（事業調整担当）を1増設する。</p> <p>6 多摩水道改革推進本部</p> <p>技術指導課課長代理（設備事業調整担当）を廃止する。</p> <p>7 水運用センター</p> <p>(1) 施設管理課課長代理（施設担当）を1増設する。</p> <p>(2) 施設管理課課長代理（施設担当）1ポストを施設管理課課長代理（施設総括担当）へ名称変更する。</p> <p>8 水源管理事務所</p> <p>技術課課長代理（貯水池予防保全担当）を設置する。</p> <p>9 中央支所</p> <p>千代田営業所課長代理（委託業務指導担当）を2廃止する。</p>

年月日	主要事項
	<p>10 東部第一支所</p> <p>(1) 江東営業所課長代理（委託業務指導担当）を2廃止する。</p> <p>(2) 墨田営業所の廃止（営業所長、課長代理（営業担当）、課長代理（検針担当）及び課長代理（収納担当）の1廃止）をする。</p>
	<p>11 東部第二支所</p> <p>荒川営業所の廃止（営業所長の1廃止、課長代理（営業担当）の1廃止、課長代理（委託業務指導担当）の2廃止、課長代理（検針担当）の1廃止及び課長代理（収納担当）の1廃止）をする。</p>
	<p>12 西部支所</p> <p>杉並営業所課長代理（委託業務指導担当）を2廃止する。</p>
	<p>13 南部支所</p> <p>大田営業所課長代理（委託業務指導担当）を2廃止する。</p>
	<p>14 北部支所</p> <p>練馬営業所課長代理（委託業務指導担当）を2廃止する。</p>
	<p>15 金町浄水管理事務所</p> <p>三郷浄水場課長代理（発電設備管理担当）を1設置する。</p>

9 主な刊行物

種別	名称	作成部課
事業統計	事業年報令和5年度	総務部企画調整課
	水質年報令和5年度	水質センター企画調査課
事業概要等	事業概要令和6年度	総務部企画調整課
	東京都水道局環境報告書2024	総務部企画調整課

(注) 上記は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに刊行された主な印刷物である。

10 水質基準等と検査結果の数値の取扱い

(1) 水質基準項目

「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号:平成16年4月1日施行)

「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」(令和2年3月25日厚生労働省令第38号:令和2年4月1日施行)

番号	項目	基準値	定量下限値	表示方法	
				有効数字	キザミ
1	一般細菌	100個/mL以下	1個/mL	2	1個/mL
2	大腸菌	検出されないこと	----	----	----
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003mg/L	2	0.0001mg/L
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005mg/L	2	0.00001mg/L
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002mg/L	2	0.001mg/L
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.01mg/L	2	0.01mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.02mg/L	2	0.01mg/L
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01mg/L	2	0.01mg/L
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.0005mg/L	2	0.0001mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.02mg/L	2	0.01mg/L
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01mg/L	2	0.01mg/L
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01mg/L	2	0.01mg/L
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01mg/L	2	0.01mg/L
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01mg/L	2	0.01mg/L
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	0.1mg/L	2	0.1mg/L
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
38	塩化物イオン	200mg/L以下	0.1mg/L	3	0.1mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	0.5mg/L	3	0.1mg/L
40	蒸発残留物	500mg/L以下	5mg/L	2	1mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L	2	0.01mg/L
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000003mg/L	2	0.000001mg/L
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000003mg/L	2	0.000001mg/L
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002mg/L	2	0.001mg/L
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005mg/L	2	0.0001mg/L
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.1mg/L	2	0.1mg/L
47	pH値	5.8以上 8.6以下	----	3	0.1
48	味	異常でないこと	----	----	----
49	臭気	異常でないこと	----	----	----
50	色度	5度以下	1度	2	1度
51	濁度	2度以下	0.1度	2	0.1度

参考資料

(2) 水質管理目標設定項目

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」

(平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等について」

(令和4年3月31日生食発0331第3号厚生労働大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。令和4年4月1日施行)

番号	項目	目標値	定量下限値	表示方法	
				有効数字	キザミ
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下 (暫定)	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
8	トルエン	0.4mg/L 以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	0.01mg/L	2	0.01mg/L
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)	0.001mg/L	2	0.001mg/L
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)	0.001mg/L	2	0.001mg/L
15	農薬類※	1 以下	0.01	2	0.01
16	残留塩素	1mg/L 以下	0.1mg/L	2	0.1mg/L
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L 以上、100mg/L 以下	0.5mg/L	3	0.1mg/L
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.001mg/L	2	0.001mg/L
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	0.5mg/L	2	0.5mg/L
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
21	メチル tert-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下	0.1mg/L	2	0.1mg/L
23	臭気強度 (TON)	3 以下	1	2	1
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	5mg/L	2	1mg/L
25	濁度	1度以下	0.1 度	2	0.1 度
26	pH値	7.5 程度	----	3	0.1
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上、極力0に近づく	----	2	0.1
28	従属栄養細菌	2,000 個/mL 以下 (暫定)	1 個/mL	2	1 個/mL
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.0001mg/L	2	0.0001mg/L
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	0.01mg/L	2	0.01mg/L
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノール (PFOA) の量の和として0.00005mg/L以下 (暫定)		0.000005mg/L	2	0.000001mg/L

※ 農薬類の目標値は、各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下であることを示す。

(3) その他の項目

番号	項目	定量下限値	表示方法	
			有効数字	キザミ
1	水温	----	3	0.1℃
2	アンモニア態窒素	0.01mg/L	2	0.01mg/L
3	硝酸態窒素	0.01mg/L	2	0.01mg/L
4	アルカリ度	0.5mg/L	3	0.5mg/L
5	硫酸イオン	5mg/L	2	1mg/L
6	電気伝導率	----	3	0.1mS/m
7	酸度	0.5mg/L	2	0.5mg/L
8	溶存酸素	0.1mg/L	3	0.1mg/L
9	酸素飽和百分率	----	3	1%
10	BOD	0.5mg/L	2	0.1mg/L
11	COD	0.1mg/L	2	0.1mg/L
12	リン酸イオン	0.01mg/L	2	0.01mg/L
13	溶性ケイ酸	2mg/L	2	1mg/L
14	カルシウム硬度	0.5mg/L	3	0.1mg/L
15	マグネシウム硬度	0.5mg/L	3	0.1mg/L
16	大腸菌 (MPN)	1.0MPN/100mL	2	0.1MPN/100mL
17	嫌気性芽胞菌	1個/100mL	2	1個/100mL
18	クリプトスポリジウム	原水 1個/10L	2	原水 1個/10L
19	ジアルジア	原水 1個/10L	2	原水 1個/10L
20	生物 (集計値を除く。)	原水 1個/mL、浄水 1個/100mL	3	原水 1個/mL、浄水 1個/100mL
21	生物 (集計値)	原水 1個/mL、浄水 1個/100mL	----	原水 1個/mL、浄水 1個/100mL
22	トリクロロミン	0.02mg/L	2	0.01mg/L
23	カリウム	0.2mg/L	2	0.1mg/L

11 旧工業用水道料金

(1) 水量料金（事業廃止時点）

基本料率	第一種	1m ³ につき 29円	基本水量中、井戸を廃止して転換した水量の2分の1に適用する。ただし、転換水量が200m ³ /日未満の場合は、100m ³ /日までの水量とする。
	第二種	1m ³ につき 64円	基本水量から上記第一種基本水量を控除した水量に適用する。
超過料率		1m ³ につき 158円	基本水量を超えて使用した水量に適用する。

集合住宅	1戸当り1か月127円	第一種基本料率(29円)×4m ³ ×1.10=127円 集合住宅トイレ洗浄用水に適用する。
------	-------------	--

注1) 4m³は、過去の使用実績から算出された1戸1か月当たりの水量である。

注2) 徴収対象者は、上水道の使用量が1か月10m³を超える使用者である。

(2) 水量メータ料金（1か月当たり）（事業廃止時点）

呼び径	料金	呼び径	料金
25mm	384円	200mm	6,720円
40mm	576円	250mm	7,680円
50mm	2,304円	300mm	9,600円
75mm	2,688円	350mm	15,360円
100mm	3,072円	400mm	22,080円
150mm	4,992円	450mm	29,760円

(3) 工業用水道料金の変遷

ア 水量料金

(単位 円 / m³)

地区	種別	適用	昭和39年8月	昭和46年4月	昭和50年9月	昭和53年12月	昭和56年11月	平成元年5月分	平成9年4月	平成9年5月分
			～昭和46年3月	～昭和50年8月	～昭和53年11月	～昭和56年10月	平成元年4月分	平成9年4月分		～令和5年3月分
江東	基本料率	基本水量の全量に適用する。	4.5	4.5	10	14	25	24	江東地区 城北地区 事業統合 に伴う料 金体系の 統一化	
	超過料率	基本水量を超えて使用した水量に適用する。	8	8	18	25	45	43		
城北	基本料率	第一種		5.5	15	22	30	29		29
		第二種		8.5	30	48	67	64		64
	超過料率			17		120	165	158		158
	超過料率	第一段			60					
		第二段			100					
特別料金	昭和46年9月30日までに井戸を廃止して工業用水道に転換したものについては、基本料金を昭和47年9月分まで2分の1に減額する。		基本料金を50%引きとする。							旧江東地区に経過措置料金あり。(平成11年3月分まで)

イ 水量メータ料金

(単位 円)

呼び径	昭和39年8月 ～ 昭和46年3月	昭和46年4月 ～ 昭和50年8月	昭和50年9月 ～ 昭和53年11月	昭和53年12月1日 ～ 昭和56年10月31日	昭和56年11月1日 ～ 平成元年4月分	平成元年5月分 ～ 令和5年3月分
25mm	20	100	200	300	400	384
40mm	40	200	300	450	600	576
50mm	150	700	1,200	1,800	2,400	2,304
75mm	150	800	1,400	2,100	2,800	2,688
100mm	150	900	1,600	2,400	3,200	3,072
150mm	430	1,300	2,600	3,900	5,200	4,992
200mm	1,100	1,700	3,500	5,300	7,000	6,720
250mm	1,100	2,100	4,000	6,000	8,000	7,680
300mm	1,100	2,600	5,000	7,500	10,000	9,600
350mm	1,100	3,500	7,500	12,000	16,000	15,360
400mm	3,400	5,700	11,000	17,000	23,000	22,080
450mm	3,400	7,700	15,000	23,000	31,000	29,760